

暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームの検討状況について

暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（旧称「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」）

平成18年6月20日 第7回犯罪対策関係会議において設置指示

平成18年7月21日 関係省庁申合せ

平成19年7月30日 関係省庁申合せ（一部改正）

○ 公共事業からの暴力団排除

1. 現状

暴力団員が、受注者等から、施工方法等に因縁を付け地元対策費等の名目でお金を喝取するなど、暴力団が公共工事へ介入している実態がみられる。

2. 対策

(1) 公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化

公共工事について、暴力団関係業者等の排除対象を明確化するとともに、警察との連携を強化する。

(2) 暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入

公共工事の受注業者に対して、暴力団員等による不当介入がなされた事実の警察への通報及び発注者への報告を義務付けるとともに、それらの義務を怠った場合にはペナルティ措置を講ずる仕組みを導入する。また、警察においては、通報を受理した場合には、迅速かつ確実な取締りや万全な保護対策等の徹底を図る。

(3) 地方公共団体、独立行政法人等においても、上記(1)、(2)の取組を促進

3. 取組状況

- (1) 左記2(2)の施策を警察庁及び国土交通省（地方整備局等）で導入した。
- (2) 左記2(1)及び(2)の施策に関する合意書や通達のモデル案を策定し、現在までに、農林水産省と警察庁との間で運用に向けた準備が整っている。

○ 企業活動からの暴力団排除

1. 現状

(1) 反社会的勢力との関係遮断の不徹底
近年の暴力団による資金獲得活動の巧妙化に対応するため、企業はこれまで以上に反社会的勢力との関係を遮断する必要性が高まっているが、企業行動指針等へ関係遮断を明記している企業は約6割にとどまっている。

(2) 合法的な経済取引の仮装

金融商品市場においては、暴力団は合法的な経済取引を仮装することによる資金獲得活動を一層巧妙化させている。

(3) 暴力団を利用する企業の存在

暴力団を利用する企業の存在等が暴力団資金源対策上の大きな課題となっている。

2. 対策

(1) 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針の策定

企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定する。

(2) 金融商品取引からの反社会的勢力排除の推進

金融商品取引に介入してくる暴力団等の反社会的勢力の違法又は不当な行為の防止を図り、健全で公正な金融商品市場の構築に寄与するため、金融商品取引業から暴力団を排除する法令の整備を検討するとともに、行政機関と東京証券取引所、日本証券業協会を始めとする証券関係者との連携を強化する。

(3) 暴力団を利用する行為を防止するための取組の推進

暴力団を利用する行為は反社会的行為との認識の下、企業による当該行為を防止するための施策の検討や、当該行為が行われてはならない行為であるとの機運の醸成に努める。

3. 取組状況

- (1) 指針を策定し、関係省庁のホームページに掲載するとともに、各種業等の協会等に通知するなど普及に努めた。
- (2) 金融商品取引業から暴力団を排除する法令を整備するとともに、証券関係者と連携し、全取引所上場企業約2,400社に対する指針に関する講演を実施した。

○ 銃器・暴力団犯罪の取締り・対策

1. 現状

本年に入り、長崎市長射殺事件を始めとする暴力団員等によるけん銃使用事件が相次いで発生した。

2. 対策

(1) 関係省庁における連絡会議の定期的な開催

銃器密輸入ルート等の解明に必要な情報交換、分析、戦略的な水際対策を検討するため、連絡会議を定期的開催する。

(2) 水際における合同訓練の積極的な実施

現行の薬物密輸入対策等合同訓練の目的に銃器密輸入対策を加えるほか、関係機関・団体に参加を要請するなどして、水際における銃器密輸入の取締りに関する訓練を全国で積極的に実施する。

○ その他（公営住宅における暴力団排除及び国有地等の一般競争入札等からの暴力団排除の推進）

1. 現状

本年4月に実施した調査結果等により、公営住宅における暴力団員等による不法行為等がほぼ全国的に多数発生している実態が明らかとなる。

2. 対策

公営住宅のソフト面の管理体制を強化し、入居者等の生活の安全と平穩の確保を図るため、公営住宅における暴力団排除の考え方を明確化し、ガイドラインを発出した。

1. 現状

国有地等の売払いの際の一般競争入札等に暴力団が介入して入札の公正が害され、売り払われた不動産が暴力団を利する用途に用いられる恐れがある。

2. 対策

暴力団員等に入札参加資格を与えず、その者の入札を無効とするとともに、契約後、暴力団事務所等としての利用やそれを知りつつの所有権移転の禁止といった制限を課すなど、国有地等の一般競争入札等から暴力団を排除する仕組みを構築した。